

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会専門部会細則

(目的)

第1条 この細則は、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の専門部会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、検討委員会及び宇部市上下水道局水道広域推進室の指示を受け、2市の事務事業共同化の実施に向けて、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の名称、所掌事項は、別表のとおりとする。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、検討委員会の委員長及び副委員長の協議により定める。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、所掌事項に関する協議を行うため、会議に2市の関係職員を出席させ、協議を行うものとする。
- 5 専門部会は、必要に応じて他の部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、検討委員会及び宇部市上下水道局水道広域推進室に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、当該専門部会の正副部会長の協議により定める。

(委任)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、当該正副部会長の協議により定める。

附 則

この細則は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|---------|------------------------------|
| 総務系専門部会 | 総務系の事務事業共同化の実施に向けて、協議又は調整する。 |
| 営業系専門部会 | 営業系の事務事業共同化の実施に向けて、協議又は調整する。 |
| 工務系専門部会 | 工務系の事務事業共同化の実施に向けて、協議又は調整する。 |
| 浄水系専門部会 | 浄水系の事務事業共同化の実施に向けて、協議又は調整する。 |